

平成28年度 会計検査院実地検査 指摘事例一覧

	確認項目	指摘事例
1	初診料・再診料等	指定障害者支援施設等の入所者に対して、当該施設の配置医師が行った診療（特別の必要があつて行う診療を除く。）について、初診料、再診料等や特定疾患療養管理料等が算定できないこととされているにもかかわらず、特別の必要があつて行う診療以外の外来診療に係る再診料を算定している事例
2	初診料・再診料 （時間外加算）	時間外加算の対象とならない時間における診療について、時間外加算を算定している事例
3	療養病棟入院基本料 （患者の医療区分判定疑義）	療養病棟入院基本料は厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た病棟に入院している患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従って当該患者ごとに所定の点数を算定することとされており、患者の医療区分及びADL区分については、所定の基準に従って評価することとされているにもかかわらず、医療区分の評価に当たり、日数制限がある項目（24時間持続して点滴を実施している状態、せん妄に対する治療を実施している状態、経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態）について制限日数を超えて連続して該当するものとし、医療区分の評価の実態について不適切な事例
4	入院基本料等加算	入院基本料等加算（療養環境加算）は、特別の療養環境の提供に係る病室に入院している患者に対しては、算定できないこととされているにもかかわらず、個室（特別の療養環境の提供に係る病室）に入院している患者に対しても療養環境加算を算定している事例
5	リハビリテーション料	リハビリテーション料のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料について、手術又は急性増悪から180日又は150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとし、また当該患者が要介護被保険者等である場合には、注4に掲げられている点数で算定することとされているにもかかわらず、要介護被保険者等である者に対する脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料の算定が注4に定められた点数ではなく、より高い点数で算定している事例